



週刊誌『FLASH』の当社に対する訂正・
謝罪記事の掲載について

光文社発行の「FLASH」昨年12月30日号が掲載した記事につきまして、当社は本年3月5日、「記事はまったく事実に反する虚偽の内容で、名誉を棄損している」として、東京地方裁判所に訂正謝罪広告の掲載と損害賠償を求めて提訴致しましたが、本日、光文社との間で和解が成立致しました。当社としましては、光文社がその非を認め、当社に対して謝罪したうえで、本年9月15日までに誤報を訂正し、当社と担当記者に対するお詫びを「FLASH」誌面に掲載することを確約したことから、当社が裁判で主張した内容は全面的に認められたと受け止め、和解に応じることといたしました。その内容は次のとおりです。

- 1 被告は原告に対し、『FLASH』平成20年12月30日号掲載の記事において事実の裏付けを欠く記述があったことについて謝罪する。
- 2 被告は、平成21年9月15日限り、『FLASH』誌目次頁に7ポイント相当の活字をもって、下記の文言を掲載する。

記

[お詫び] 当社は、「FLASH」平成20年12月30日号において、「幸満ちゃん事件『TBS美人記者』の“行き過ぎ”取材」との見出しで、TBS女性記者が女性であることを武器にして行き過ぎた取材を行ったかのような印象を与える記事を掲載しましたが、女性記者が、容疑者をカラオケに連れ出し、室内で容疑者の横にぴったり座り、容疑者と携帯の番号やメールアドレスの交換を自ら進んでしたことは、いずれも事実の裏付けを欠くものでした。ここに訂正いたします。女性記者及びTBSテレビにお詫び申し上げます。

FLASH編集部

以上